

北秋田市 介護予防教室の紹介

北秋田市では、元気な高齢者の方が「より元気で自分らしく生活」できるよう介護予防の取り組みを行っています。心身の過度の老化を防ぎ、自分でできることの範囲を広げていくことができる介護予防教室に、あなたもぜひ参加してみませんか。

※申し込み・問い合わせは、主催している各施設まで

園田 げんきワールド ☎60-1335

◇ゆうゆう講座

様々な介護予防講座や折紙などの創作体験、男鹿の絶景や角館の蔵座敷の視察を行います。健康づくりや仲間づくりにぴったりの講座です！

《日時》 毎月1回金曜日 13時30分～15時

《対象》 市内在住のおおむね60歳以上の方

《会場》 げんきワールドほか／《定員》 90人程度

《申込締切》 3月20日(水)

◇ゆうゆう講座 (男子専科)

介護予防講座やパークゴルフ、健康マージャンなどを行います。受講すれば健康で粋な男になること間違いなし！

《日時》 毎月第3火曜日 13時30分～15時

《対象》 市内在住のおおむね60歳以上の男性

《会場》 げんきワールドほか／《定員》 25人程度

《申込締切》 3月20日(水)

園田 地域包括支援センター ☎69-7061

自分で決めた目標達成を目指して一緒に体操しましょう！

◇まめまめ運動教室

《日時》 4～9月(上期)、10～3月(下期)

※各コース24回

火曜日13時30分～15時、金曜日10時30分～12時

《対象》 市内在住の65歳以上の方

《会場》 市民プール2階トレーニングルーム

《定員》 各コース20人 ※定員になり次第締切

《申込締切》 3月15日(金)※下期は広報8月号にて募集

◇あにまめ運動教室

《日時》 10～3月(全24回) 木曜日 13時30分～15時

《対象》 市内在住の65歳以上の方

《会場》 阿仁山村開発センター

《定員》 20人 ※定員になり次第締切

《募集時期》 広報8月号にて募集

園田 北秋田市保健センター ☎62-6666

◇のびのび運動教室

みんなで伸ばそう健康寿命！体操やレクリエーションを通じて、楽しく身体を動かしませんか？

《日時》 各会場で月1回 10時～11時30分

《対象》 市内在住の60歳以上の方

《会場》 北秋田市保健センター／森吉保健センター
阿仁保健センター／合川農村環境改善センター
前田公民館／大阿仁出張所

《定員》 各会場40人※定員になり次第締切

《申込締切》 3月15日(金)

◇はつらつ栄養教室

料理の基本から始める、男性の料理教室です。バランスの良い食事を自分で作ってみませんか？

《日時》 各会場2か月に1回 10時～14時

《対象》 市内在住の65歳以上の男性

(独居、高齢者世帯の方優先)

《会場》 ▽鷹巣の方 北秋田市保健センター
▽合川、森吉、阿仁の方 森吉保健センター
※合川、森吉、阿仁の方は送迎あり

《定員》 各会場15人

《申込締切》 3月22日(金)

園田 合川保健センター ☎78-4272

◇パワーリハビリ教室

老化を予防・改善し、元気はつらつに過ごすための専用トレーニングマシンを使ったりリハビリテーションです。

《日時》 週1回の3か月間

9時30分～11時または13時30分～15時

《対象》 特定健診(市を除く)、後期高齢者健診を受けた(これから受ける)60歳以上の方

《会場》 合川保健センター

《定員》 1教室あたり9人

《募集時期》 広報5・8・11・2月号にて募集

北秋田市への移住定住を応援！奨学金返還支援制度のお知らせ



市では人口減少対策の一環として、奨学金の返還額の一部を助成し、将来を担う若者の「きたあきた暮らし」を応援しています。

北秋田市の助成制度

本市に居住しながら就労し、次の助成要件を満たす方が対象です。
※公務員及び独立行政法人の正規雇用者を除く

- ◇ 1) 北秋田市に住居登録し、新たに奨学金等の返還が開始となる方
- ◇ 2) 平成27年4月1日以降、北秋田市に住居登録(前1年以上、本市以外の住民であったこと)し、奨学金を返還している45歳未満の方

◇助成率 ※助成期間は5年間◇

- ▷指定する国家資格取得者が当該資格に基づく業務に従事する場合…2分の1(年上限20万円)
- ▷上記以外で就労する場合…3分の1(年上限13万3000円)

手続きの流れ

- ① 交付申請書の提出(添付書類あり) 《申請期間》 毎年度3月31日まで
- ② 返還完了報告書の提出(添付書類あり)
- ③ 請求書の提出 《提出期限》 毎年度3月31日まで
- ④ 個人情報等異動報告書の提出《随時》 ※申請時点から個人情報、就労情報、返還方法等に異動が生じる場合に提出していただきます。



◎北秋田市と秋田県どちらの要件も満たす方については、希望に応じた受給方法の選択が可能です。

併用型…県の助成金(最大3年間)と市の助成金(最大5年)を3年間同時に受給したあとに市の残り2年を受給

連動型…県の助成金(最大3年間)受給終了後に市の助成金(最大5年)を受給

※併用型を選択された場合は、助成対象となる返還額から県の助成金を除いた額に対し、2分の1または3分の1を助成することになります。

園田 総合政策課 移住・定住支援室 ☎62-8002

秋田県の助成制度



秋田暮らしを応援します

対象 主に県内に就職する新卒者

(民間企業に就職/新たに起業/農林水産業等に従事など)

※公務員及び独立行政法人の正雇用者等を除く

☆既卒者(主に県外からの転入者)も助成の対象に!

【Aターン者】の例

※次の2つの要件を満たす方が対象になります。

- 1) 平成28年4月1日以降、県外から転入し、県内就職
- 2) 転入時点で、県外居住実績が1年以上

【募集要項の入手先】

移住・定住促進課、各地域振興局、北秋田市総合政策課

【募集要項の電子ファイル入手先】

秋田県就活情報サイト「KocchAke(こっちゃけ)」

助成期間 2～3年間

(奨学金の貸与期間による)

助成率 《一般分》年返還額の3分の2(上限額13万3000円)

《未来創生分※》年返還額の10分の10(上限額20万円)

※未来創生分…県内の就労者のほぼ全員が『一般分』に該当し、さらに特定業種認定企業に就職して一定の要件を満たす場合は、未来創生分の対象になります。

【お問い合わせ先・申請書類の提出先】

秋田県移住・定住促進課

ハロー！ みな来い！

☎018-860-3751